

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和3年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第34号

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則  
香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前								
別表3（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所の個別決裁事項					別表3（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所の個別決裁事項								
課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分			課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分		
				所長等	次長	課長等					所長等	次長	課長等
略					略								
環境 森林 課	1 大気汚染 防止法関係 事務（県が 環境保全協 定等を締結 した事業場 に係る事務 を除く。） 法…大気汚 染防止 法 省…大気汚 染防止 法施行 規則	(1) ばい煙発生施設等の設置の届 出を受けること。（法6条1項、 17条の5第1項、18条の6第1項、 18条の23第1項）  (2) 一の施設がばい煙発生施設等 となった場合に、当該施設の設置 者等から届出を受けること。（法 7条1項、17条の6第1項、18条 の7第1項、18条の24第1項）  (3) ばい煙発生施設等の構造等 の変更の届出を受けること。（法8 条1項、17条の7第1項、18条の 6第3項、18条の25第1項）  (4) ばい煙排出者等に対し、ばい 煙発生施設等の構造等に関する計 画の変更等を命ずること。（法9 条、17条の8、18条の8、 <u>18条の 31</u> ）  (5) ばい煙発生施設等の設置等 の制限期間を短縮すること。（法10 条2項、17条の13第1項、18条の 13第1項、 <u>18条の36第1項</u> ）  (6) ばい煙発生施設等の設置者の 氏名等の変更等又は当該施設に係	略			環境 森林 課	1 大気汚染 防止法関係 事務（県が 環境保全協 定等を締結 した事業場 に係る事務 を除く。） 法…大気汚 染防止 法 省…大気汚 染防止 法施行 規則	(1) ばい煙発生施設等の設置の届 出を受け、及びその受理書を交付 すること。（法6条1項、17条の 5第1項、18条の6第1項、18条 の23第1項、 <u>省9条、9条の3、 10条の3、10条の6</u> ）  (2) 一の施設がばい煙発生施設等 となった場合に、当該施設の設置 者等から届出を受け、及びその受 理書を交付すること。（法7条1 項、17条の6第1項、18条の7第 1項、18条の24第1項、 <u>省9条、 9条の3、10条の3、10条の6</u> ）  (3) ばい煙発生施設等の構造等 の変更の届出を受け、及びその受理 書を交付すること。（法8条1項、 17条の7第1項、18条の6第3項、 18条の25第1項、 <u>省9条、9条の 3、10条の3、10条の6</u> ）  (4) ばい煙排出者等に対し、ばい 煙発生施設等の構造等に関する計 画の変更等を命ずること。（法9 条、17条の8、18条の8、 <u>18条の 26</u> ）  (5) ばい煙発生施設等の設置等 の制限期間を短縮すること。（法10 条2項、17条の13第1項、18条の 13第1項、 <u>18条の31第1項</u> ）  (6) ばい煙発生施設等の設置者の 氏名等の変更等又は当該施設に係	略				

	る届出をした者の地位の承継の届出を受けること。(法11条、12条3項、17条の13第2項、18条の13第2項、18条の36第2項)	
	(7)～(9) 略	
	(10) 特定粉じん排出等作業の実施の届出を受けること。(法18条の17第1項・2項)	略
	(11) (10)の届出をした者に対し、特定建築材料の除去等又は特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずること。(法18条の18第1項・2項)	
	(12) 特定工事の元請業者等に対し、作業基準に従うべきこと等を命ずること。(法18条の21)	
	(13) 略	
2 水質汚濁防止法関係事務(県が環境保全協定等を締結した事業場に係る事務を除く。)法…水質汚濁防止法省…水質汚濁防止法施行規則	(1) 特定施設等の設置の届出を受けること。(法5条)	略
	(2) 略	
	(3) 特定施設の構造等の変更の届出を受け、又は特定施設の設置者の氏名等の変更等若しくは当該施設に係る届出をした者の地位の承継の届出を受けること。(法7条、10条、11条3項)	略
	(4)～(11) 略	
3 ダイオキシン類対策特別措置法関係事務(県が環境保全協定等を締結した事業場に係る事務を除く。)法…ダイオキシン	(1) 特定施設の設置の届出を受けること。(法12条1項)	略
	(2) 略	
	(3) 特定施設の構造等の変更の届出を受けること。(法14条1項)	略
	(4)～(9) 略	

	る届出をした者の地位の承継の届出を受けること。(法11条、12条3項、17条の13第2項、18条の13第2項、18条の31第2項)	
	(7)～(9) 略	
	(10) 特定粉じん排出等作業の実施の届出を受けること。(法18条の15第1項・2項)	略
	(11) (10)の届出をした者に対し、特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずること。(法18条の16)	
	(12) 特定工事を施工する者に対し、作業基準に従うべきこと等を命ずること。(法18条の19)	
	(13) 略	
2 水質汚濁防止法関係事務(県が環境保全協定等を締結した事業場に係る事務を除く。)法…水質汚濁防止法省…水質汚濁防止法施行規則	(1) 特定施設等の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(法5条、省6条)	略
	(2) 略	
	(3) 特定施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付し、又は特定施設の設置者の氏名等の変更等若しくは当該施設に係る届出をした者の地位の承継の届出を受けること。(法7条、10条、11条3項、省6条)	略
	(4)～(11) 略	
3 ダイオキシン類対策特別措置法関係事務(県が環境保全協定等を締結した事業場に係る事務を除く。)法…ダイオキシン	(1) 特定施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(法12条1項、省5条)	略
	(2) 略	
	(3) 特定施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(法14条1項、省5条)	略
	(4)～(9) 略	

類対策 特別措 置法 省…ダイオ キシン 類対策 特別措 置法施 行規則		
4 略		
5 生活環境 の保全に関 する条例関 係事務（県 が環境保全 協定等を締 結した事業 場に係る事 務を除く。） 条…香川県 生活環 境の保 全に関 する条 例 規…香川県 生活環 境の保 全に関 する条 例施行 規則	(1) ばい煙発生施設の設置の届出 を受けること。（条6条1項）	略
	(2) 一の施設がばい煙発生施設と なった場合に、当該施設の設置者 等から届出を受けること。（条7 条1項）	
	(3) ばい煙発生施設の構造等の変 更の届出を受けること。（条8条 1項）	
	(4)～(6) 略	
	(7) 粉じん発生施設の設置の届出 を受けること。（条18条1項）	略
	(8) 粉じん発生施設の構造等の変 更の届出を受けること。（条18条 3項）	
	(9) 一の施設が粉じん発生施設と なった場合に、当該施設の設置者 等から届出を受けること。（条19 条1項）	
	(10) 略	
	(11) 汚水等排出施設の設置の届出 を受けること。（条25条）	略
	(12) 一の施設が汚水等排出施設と なった場合に、当該施設の設置者 等から届出を受けること。（条26 条）	

類対策 特別措 置法 省…ダイオ キシン 類対策 特別措 置法施 行規則		
4 略		
5 生活環境 の保全に関 する条例関 係事務（県 が環境保全 協定等を締 結した事業 場に係る事 務を除く。） 条…香川県 生活環 境の保 全に関 する条 例 規…香川県 生活環 境の保 全に関 する条 例施行 規則	(1) ばい煙発生施設の設置の届出 を受け、及びその受理書を交付す ること。（条6条1項、規86条）	略
	(2) 一の施設がばい煙発生施設と なった場合に、当該施設の設置者 等から届出を受け、及びその受理 書を交付すること。（条7条1項、 規86条）	
	(3) ばい煙発生施設の構造等の変 更の届出を受け、及びその受理書 を交付すること。（条8条1項、 規86条）	
	(4)～(6) 略	
	(7) 粉じん発生施設の設置の届出 を受け、及びその受理書を交付す ること。（条18条1項、規86条）	略
	(8) 粉じん発生施設の構造等の変 更の届出を受け、及びその受理書 を交付すること。（条18条3項、 規86条）	
	(9) 一の施設が粉じん発生施設と なった場合に、当該施設の設置者 等から届出を受け、及びその受理 書を交付すること。（条19条1項、 規86条）	
	(10) 略	
	(11) 汚水等排出施設の設置の届出 を受け、及びその受理書を交付す ること。（条25条、規86条）	略
	(12) 一の施設が汚水等排出施設と なった場合に、当該施設の設置者 等から届出を受け、及びその受理 書を交付すること。（条26条、規	

	(13) 汚水等排出施設の構造等の変更の届出を受けること。(条27条)					
	(14)～(19) 略					
6 香川県石綿による健康被害の防止に関する条例関係事務(県が環境保全協定等を締結した事業場に係る事務を除く。) 条…香川県石綿による健康被害の防止に関する条例	略	(1) 特定石綿吹付け材の使用状況の届出を受けること。(条8条)				
		(2) 多数の者の使用等に供される建築物における特定石綿吹付け材の使用状況等の届出を受けること。(条9条)				
		(3) 建築物の所有者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告すること。(条10条1項)				
		(4) (3)の勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わなかった旨を公表すること。(条10条2項)				
		(5) 特定石綿吹付け材等が使用されている建築物の解体等により廃棄することとなる特定石綿吹付け材等の種類等の届出を受けること。(条11条)	○	○		
		(6) 特定石綿吹付け材を使用する建築物に関する台帳を整備すること。(条12条)	略			
		(7) 建築物等の所有者に対し、石綿の粉じんの飛散状況等の報告を求めること。(条14条)				

	86条)				
	(13) 汚水等排出施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条27条、規86条)				
	(14)～(19) 略				
6 香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例関係事務(県が環境保全協定等を締結した事業場に係る事務を除く。) 条…香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例	(1) アスベスト排出等作業の実施の届出を受けること。(条9条)	○	○		
	(2) (1)の届出をした者に対し、アスベスト排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずること。(条10条)	○	○		
	(3) 特定工事を施工する者に対し、作業基準に従うべきこと等を命ずること。(条12条)	○	○		
	(4) アスベスト排出等作業により廃棄することとなるアスベスト含有材料の種類等の届出を受けること。(条16条)	○	○		
	(5) アスベスト吹付け材の使用状況の届出を受けること。(条17条)	略			
	(6) 多数の者の使用等に供される建築物におけるアスベスト吹付け材の使用状況等の届出を受けること。(条18条)				
	(7) 建築物の所有者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告すること。(条19条1項)				
	(8) (7)の勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わなかった旨を公表すること。(条19条2項)				
	(9) アスベスト吹付け材を使用する建築物に関する台帳を整備すること。(条20条)				
	(10) 解体等工事の発注者等に対し、解体等工事に係る建築物等の状況等の報告を求めること。(条22条)				

		(8) 当該職員に、建築物に立ち入り、石綿の粉じんの飛散状況等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させること。(条15条1項)			
	7～13 略				
略					
用地	1～4 略				
管理	5 道路法関係事務	(1)～(11) 略			
課	法…道路法 共同溝法… 電線共同溝の整備等に関する特別措置法 条…香川県道路占用料条例 規…香川県道路占用規則	(12) 法令等に違反している車両の通行の中止、総重量の軽減等を命ずること。(法47条の4第1項) (13) 路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者又は反覆して同一の道路に車両を通行させようとする者に必要な措置を講ずべきことを命ずること。(法47条の4第2項) (14) 通行の制限に違反している者に対し、通行の中止その他交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずること。(法48条の16) (15) 歩行者利便増進計画の審査、評価、選定及び認定又は当該計画の変更を認定すること。(法48条の25第1項・2項・4項、48条の26第1項、48条の27第2項) (16) 歩行者利便増進計画の評価について警察署長に協議すること。(法48条の25第3項) (17) 特定車両停留施設への車両の停留を許可又は当該許可事項の変更を許可すること。(法48条の32第1項・3項)	略	○	○
		(18)～(31) 略			
	6～19 略				
20	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係	(1)～(4) 略 (5) 建築物エネルギー消費性能向上計画又はその変更を認定すること。(法35条1項、36条1項) (6) 認定建築物エネルギー消費性	略		

		(11) 当該職員に、解体等工事に係る建築物等に立ち入り、解体等工事に係る建築物等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させること。(条23条1項)			
	7～13 略				
略					
用地	1～4 略				
管理	5 道路法関係事務	(1)～(11) 略			
課	法…道路法 共同溝法… 電線共同溝の整備等に関する特別措置法 条…香川県道路占用料条例 規…香川県道路占用規則	(12) 法令等に違反している車両の通行の中止、総重量の軽減等を命ずること。(法47条の3第1項) (13) 路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者又は反覆して同一の道路に車両を通行させようとする者に必要な措置を講ずべきことを命ずること。(法47条の3第2項) (14) 通行の制限に違反している者に対し、通行の中止その他交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずること。(法48条の10)	略		
		(15)～(28) 略			
	6～19 略				
20	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係	(1)～(4) 略 (5) 建築物エネルギー消費性能向上計画又はその変更を認定すること。(法30条1項、31条1項) (6) 認定建築物エネルギー消費性	略		

事務 法…建築物 のエネルギー 消費性能の向 上に関する法 律 省…建築物 のエネルギ ー消費性能の向 上に関する法 律施行 規則	能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況に関し報告を求めること。(法37条)
	(7) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を行っていない認定建築主に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。(法38条)
	(8) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定をすること。(法41条2項)
	(9)・(10) 略
21～25 略	

別表4 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～8 略

9 保健福祉事務所

課名	関係事務	事項	所長等	決裁区分	
			委任	所長等	課長等
略					
環境 管理 室	1 大気汚染防止法関係事務(県が環境保全協定等を締結した事業場に係る事務を除く。) 法…大気汚染防止法 省…大気汚染防止法施行規則	(1) ばい煙発生施設等の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(法6条1項、17条の5第1項、18条の6第1項、18条の23第1項)	略		
		(2) 一の施設がばい煙発生施設等となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。(法7条1項、17条の6第1項、18条の7第1項、18条の24第1項)			
		(3) ばい煙発生施設等の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(法8条1項、17条の7第1項、18条の6第3項、18条の25第1項)			

事務 法…建築物 のエネルギー 消費性能の向 上に関する法 律 省…建築物 のエネルギ ー消費性能の向 上に関する法 律施行 規則	能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況に関し報告を求めること。(法32条)
	(7) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を行っていない認定建築主に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。(法33条)
	(8) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定をすること。(法36条2項)
	(9)・(10) 略
21～25 略	

別表4 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～8 略

9 保健福祉事務所

課名	関係事務	事項	所長等	決裁区分	
			委任	所長等	課長等
略					
環境 管理 室	1 大気汚染防止法関係事務(県が環境保全協定等を締結した事業場に係る事務を除く。) 法…大気汚染防止法 省…大気汚染防止法施行規則	(1) ばい煙発生施設等の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(法6条1項、17条の5第1項、18条の6第1項、18条の23第1項、 <u>省9条、9条の3、10条の3、10条の6</u> )	略		
		(2) 一の施設がばい煙発生施設等となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。(法7条1項、17条の6第1項、18条の7第1項、18条の24第1項、 <u>省9条、9条の3、10条の3、10条の6</u> )			
		(3) ばい煙発生施設等の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(法8条1項、17条の7第1項、18条の6第3項、18条の25第1項、 <u>省9条、9条の3、10条の3、10条の6</u> )			

	(4) ばい煙排出者等に対し、ばい煙発生施設等の構造等に関する計画の変更等を命ずること。(法9条、17条の8、18条の8、18条の31)	
	(5) ばい煙発生施設等の設置等の制限期間を短縮すること。(法10条2項、17条の13第1項、18条の13第1項、18条の36第1項)	
	(6) ばい煙発生施設等の設置者の氏名等の変更等又は当該施設に係る届出をした者の地位の承継の届出を受けること。(法11条、12条3項、17条の13第2項、18条の13第2項、18条の36第2項)	
	(7)～(9) 略	
	(10) 特定粉じん排出等作業の実施の届出を受けること。(法18条の17第1項・2項)	略
	(11) (10)の届出をした者に対し、特定建築材料の除去等又は特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずること。(法18条の18第1項・2項)	
	(12) 特定工事の元請業者等に対し、作業基準に従うべきこと等を命ずること。(法18条の21)	
	(13) 略	
2 水質汚濁防止法関係事務(県が環境保全協定等を締結した事業場に係る事務を除く。) 法…水質汚濁防止法 省…水質汚濁防止法施行規則	(1) 特定施設等の設置の届出を受けること。(法5条)	略
	(2) 略	
	(3) 特定施設の構造等の変更の届出を受け、又は特定施設の設置者の氏名等の変更等若しくは当該施設に係る届出をした者の地位の承継の届出を受けること。(法7条、10条、11条3項)	略
	(4)～(11) 略	
3 ダイオキシン類対策特別措置法	(1) 特定施設の設置の届出を受けること。(法12条1項)	略

	(4) ばい煙排出者等に対し、ばい煙発生施設等の構造等に関する計画の変更等を命ずること。(法9条、17条の8、18条の8、18条の26)	
	(5) ばい煙発生施設等の設置等の制限期間を短縮すること。(法10条2項、17条の13第1項、18条の13第1項、18条の31第1項)	
	(6) ばい煙発生施設等の設置者の氏名等の変更等又は当該施設に係る届出をした者の地位の承継の届出を受けること。(法11条、12条3項、17条の13第2項、18条の13第2項、18条の31第2項)	
	(7)～(9) 略	
	(10) 特定粉じん排出等作業の実施の届出を受けること。(法18条の15第1項・2項)	略
	(11) (10)の届出をした者に対し、特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずること。(法18条の16)	
	(12) 特定工事を施工する者に対し、作業基準に従うべきこと等を命ずること。(法18条の19)	
	(13) 略	
2 水質汚濁防止法関係事務(県が環境保全協定等を締結した事業場に係る事務を除く。) 法…水質汚濁防止法 省…水質汚濁防止法施行規則	(1) 特定施設等の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(法5条、省6条)	略
	(2) 略	
	(3) 特定施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付し、又は特定施設の設置者の氏名等の変更等若しくは当該施設に係る届出をした者の地位の承継の届出を受けること。(法7条、10条、11条3項、省6条)	略
	(4)～(11) 略	
3 ダイオキシン類対策特別措置法	(1) 特定施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(法12条1項、省5条)	略

関係事務（ 県が環境保 全協定等を 締結した事 業場に係る 事務を除く。） 法…ダイオ キシ ン 類対策 特別措 置法 省…ダイオ キシ ン 類対策 特別措 置法施 行規則	(2) 略	
	(3) 特定施設の構造等の変更の届出を <u>受ける</u> こと。(法14条1項)	略
	(4)～(9) 略	
4 略		
5 生活環境 の保全に関 する条例関 係事務（県 が環境保全 協定等を締 結した事業 場に係る事 務を除く。） 条…香川県 生活環 境の保 全に関 する条 例 規…香川県 生活環 境の保 全に関 する条 例施行 規則	(1) ばい煙発生施設の設置の届出を <u>受ける</u> こと。(条6条1項)	略
	(2) 一の施設がばい煙発生施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を <u>受ける</u> こと。(条7条1項)	
	(3) ばい煙発生施設の構造等の変更の届出を <u>受ける</u> こと。(条8条1項)	
	(4)～(6) 略	
	(7) 粉じん発生施設の設置の届出を <u>受ける</u> こと。(条18条1項)	略
	(8) 粉じん発生施設の構造等の変更の届出を <u>受ける</u> こと。(条18条3項)	
	(9) 一の施設が粉じん発生施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を <u>受ける</u> こと。(条19条1項)	
	(10) 略	
	(11) 汚水等排出施設の設置の届出を <u>受ける</u> こと。(条25条)	略

関係事務（ 県が環境保 全協定等を 締結した事 業場に係る 事務を除く。） 法…ダイオ キシ ン 類対策 特別措 置法 省…ダイオ キシ ン 類対策 特別措 置法施 行規則	(2) 略	
	(3) 特定施設の構造等の変更の届出を <u>受け、及びその受理書を交付</u> すること。(法14条1項、省5条)	略
	(4)～(9) 略	
4 略		
5 生活環境 の保全に関 する条例関 係事務（県 が環境保全 協定等を締 結した事業 場に係る事 務を除く。） 条…香川県 生活環 境の保 全に関 する条 例 規…香川県 生活環 境の保 全に関 する条 例施行 規則	(1) ばい煙発生施設の設置の届出を <u>受け、及びその受理書を交付</u> すること。(条6条1項、規86条)	略
	(2) 一の施設がばい煙発生施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を <u>受け、及びその受理書を交付</u> すること。(条7条1項、規86条)	
	(3) ばい煙発生施設の構造等の変更の届出を <u>受け、及びその受理書を交付</u> すること。(条8条1項、規86条)	
	(4)～(6) 略	
	(7) 粉じん発生施設の設置の届出を <u>受け、及びその受理書を交付</u> すること。(条18条1項、規86条)	略
	(8) 粉じん発生施設の構造等の変更の届出を <u>受け、及びその受理書を交付</u> すること。(条18条3項、規86条)	
	(9) 一の施設が粉じん発生施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を <u>受け、及びその受理書を交付</u> すること。(条19条1項、規86条)	
	(10) 略	
	(11) 汚水等排出施設の設置の届出を <u>受け、及びその受理書を交付</u> すること。(条25条、規86条)	略

	(12) 一の施設が汚水等排出施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受けること。(条26条)			
	(13) 汚水等排出施設の構造等の変更の届出を受けること。(条27条)			
	(14)～(19) 略			
6 香川県石綿による健康被害の防止に関する条例関係事務(県が環境保全協定等を締結した事業場に係る事務を除く。) 条…香川県石綿による健康被害の防止に関する条例	(1) 特定石綿吹付け材の使用状況の届出を受けること。(条8条)	略		
	(2) 多数の者の使用等に供される建築物における特定石綿吹付け材の使用状況等の届出を受けること。(条9条)			
	(3) 建築物の所有者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告すること。(条10条1項)			
	(4) (3)の勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わなかった旨を公表すること。(条10条2項)			
	(5) 特定石綿吹付け材等が使用されている建築物の解体等により廃棄することとなる特定石綿吹付け材等の種類等の届出を受けること。(条11条)	○	○	
	(6) 特定石綿吹付け材を使用する建築物に関する台帳を整備すること。(条12条)	略		
	(7) 建築物等の所有者に対し、石綿の粉じんの飛散状況等の報告を求めること。(条14条)	略		
	(8) 当該職員に、建築物に立ち入り、石綿の粉じんの飛散状況等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係	略		

	(12) 一の施設が汚水等排出施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条26条、規86条)			
	(13) 汚水等排出施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条27条、規86条)			
	(14)～(19) 略			
6 香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例関係事務(県が環境保全協定等を締結した事業場に係る事務を除く。) 条…香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例	(1) アスベスト排出等作業の実施の届出を受けること。(条9条)	○	○	
	(2) (1)の届出をした者に対し、アスベスト排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずること。(条10条)	○	○	
	(3) 特定工事を施工する者に対し、作業基準に従うべきこと等を命ずること。(条12条)	○	○	
	(4) アスベスト排出等作業により廃棄することとなるアスベスト含有材料の種類等の届出を受けること。(条16条)	○	○	
	(5) アスベスト吹付け材の使用状況の届出を受けること。(条17条)	略		
	(6) 多数の者の使用等に供される建築物におけるアスベスト吹付け材の使用状況等の届出を受けること。(条18条)	略		
	(7) 建築物の所有者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告すること。(条19条1項)	略		
	(8) (7)の勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わなかった旨を公表すること。(条19条2項)	略		
	(9) アスベスト吹付け材を使用する建築物に関する台帳を整備すること。(条20条)	略		
	(10) 解体等工事の発注者等に対し、解体等工事に係る建築物等の状況等の報告を求めること。(条22条)	略		
	(11) 当該職員に、解体等工事に係る建築物等に立ち入り、解体等工事に係る建築物等若しくは帳簿、書類その他の物件を	略		

	者に質問させること。(条15条1項)	
7～11 略		

10 保健所

関係事務	事項	所長等 委 任		決裁区分	
		所長等	課長等	所長等	課長等
1～6 略					
7 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係事務 法…感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	(1) 略				
	(2) 一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者が当該職員の質問又は必要な調査に対して正当な理由がなく協力しない場合において、当該質問又は必要な調査に必ずべきことを命ずること。(法第15条8項)	○	○		
	(3) 一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者が当該職員の質問又は必要な調査に対して正当な理由がなく協力しない場合において、当該質問又は必要な調査に必ずべきことを命令する理由等を書面により通知し、又は当該理由等を記載した書面を交付すること。(法第15条10項・11項)	○	○		
	(4)～(21) 略				
	(22) 新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見のある者に対し宿泊療養又は自宅療養の協力の求めに応じないため入院の勧告又は入院の措置を実施した場合において、その入院費用の自己負担分を決定し、徴収すること。(法第37条3項)	○	○		
(23) 略					
(24) 新型インフルエンザ等感染症又は新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、当該者の健康状態について報告を求め、又は当該者の居室若しくはこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めること。(法第44条の3第1項、第50条の2第1項)	○	○			
(25) 新型インフルエンザ等感染症の患者	○	○			

	検査させ、又は関係者に質問させること。(条23条1項)	
7～11 略		

10 保健所

関係事務	事項	所長等 委 任		決裁区分	
		所長等	課長等	所長等	課長等
1～6 略					
7 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係事務 法…感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	(1) 略				
	(2)～(19) 略				
	(20) 略				

	又は新感染症の所見がある者に対し、当該者の健康状態について報告を求め、又は宿泊施設若しくは当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めること。(法第44条の3第2項、第50条の2第2項)			
	(26)・(27) 略			
8～24				
25 食品衛生法関係 事務 法…食品衛生法 省…食品衛生法施行規則 条…食品衛生法施行条例	(1)～(5) 略			
	(6) 食品営業を許可すること。(法55条1項)	略		
	(7) 許可業者の地位の承継の届出を受けること。(法56条2項)			
	(8) 営業の届出を受けること。(法57条1項)	○	○	
	(9) 届出業者の地位の承継の届出を受けること。(法57条2項)	○	○	
	(10) 食品等の回収に関する届出を受けること。(法58条1項)	○	○	
	(11) 業者若しくは当該職員に食品等を廃棄させ、又は業者に対し、食品衛生上の危害を除去するための処置をとることを命ずること(食肉衛生検査所長委任事項を除く。)(法59条)	略		
	(12) 食品営業の許可を取り消し、又はその営業を禁止し、若しくは停止すること。(法60条1項、61条)			
	(13) 業者にその営業の施設の整備改善を命ずること(食肉衛生検査所長委任事項を除く。)(法61条)			
	(14) 許可業者又は届出業者の氏名等の変更の届出を受けること。(省71条)			
(15) 許可業者又は届出業者の廃業の届出を受けること。(省71条の2)	○		○	

	(22)・(23) 略			
8～24				
25 食品衛生法関係 事務 法…食品衛生法 省…食品衛生法施行規則 条…食品衛生法施行条例	(1)～(5) 略			
	(6) 食品営業を許可すること。(法52条1項)	略		
	(7) 許可業者の地位の承継の届出を受けること。(法53条2項)			
	(8) 業者若しくは当該職員に食品等を廃棄させ、又は業者に対し、食品衛生上の危害を除去するための処置をとることを命ずること(食肉衛生検査所長委任事項を除く。)(法54条)	略		
	(9) 食品営業の許可を取り消し、又はその営業を禁止し、若しくは停止すること。(法55条1項、56条)			
	(10) 業者にその営業の施設の整備改善を命ずること(食肉衛生検査所長委任事項を除く。)(法56条)			
	(11) 許可業者の氏名等の変更の届出を受けること。(省71条)			
	(12) 業者等から危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合の届出を受けること。(食品衛生法施行条例の一部を改正する条例(令和2年香川県条例第10号)附則2項の規定によりなお効力を有することとされる条3条2項)	○	○	
	(13) 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う者から届出事項の変更等	○	○	

	(16) 営業施設の業種別基準の緩和について承認すること。(条3条2項)	略		
	(17) 許可業者から休業又は営業の再開の届出を受けること。(条5条)			

26 略				
27	ふぐの処理等に関する条例関係事務	(1)～(4) 略		
	条…香川県ふぐの処理等に関する条例	(5)・(6) 略		
	改正条例…食品衛生法施行条例等の一部を改正する条例(令和3年香川県条例第1号)	(7) 改正条例附則第3項に規定するふぐ処理業者に対し、必要な措置を講ずべきことを命ずること。(旧条13条)	○	○
	旧条…改正条例第3条の規定による改正前の香川県ふぐの処理等に関する条例			
28～33 略				

11～16 略

17 食肉衛生検査所

関係事務	事項	所長等 委任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 食品衛生法関係事務(食肉、魚肉、食肉製品及び添加物に限る。)法…食品衛生法	(1)～(3) 略			
	(4) 業者若しくは当該職員に食品等を廃棄させ、又は業者に対し、食品衛生上の危害を除去するための処置をとることを命ずること。(法59条)	略		
	(5) 業者にその営業の施設の整備改善			

の届出を受けること。(食品衛生法施行条例の一部を改正する条例附則2項の規定によりなお効力を有することとされる条3条2項)

(14) 法附則第9条に基づく届出を受けること。(食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)附則第9条)	○	○		
(15) 営業施設の業種別基準の緩和について承認すること。(条4条ただし書)	略			
(16) 許可業者から廃業、休業又は営業の再開の届出を受けること。(条7条)				

26 略				
27	ふぐの処理等に関する条例関係事務	(1)～(4) 略		
	条…香川県ふぐの処理等に関する条例	(5) ふぐ処理業者に対し、必要な措置を講ずべきことを命ずること。(条13条)	○	○
	改正条例…食品衛生法施行条例等の一部を改正する条例(令和3年香川県条例第1号)	(6)・(7) 略		
	旧条…改正条例第3条の規定による改正前の香川県ふぐの処理等に関する条例			
28～33 略				

11～16 略

17 食肉衛生検査所

関係事務	事項	所長等 委任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 食品衛生法関係事務(食肉、魚肉、食肉製品及び添加物に限る。)法…食品衛生法	(1)～(3) 略			
	(4) 業者若しくは当該職員に食品等を廃棄させ、又は業者に対し、食品衛生上の危害を除去するための処置をとることを命ずること。(法54条)	略		
	(5) 業者にその営業の施設の整備改善			

2～7 略	を命ずること。(法61条)		
-------	---------------	--	--

18～30 略

31 土木事務所

関係事務	事項	所長等 委 任			決裁区分	
		所長等	課長等			
1～5 略						
6 道路法関係事務 法…道路法 共同溝法…電線共同溝の整備等に関する特別措置法 条…香川県道路占用料条例 規…香川県道路占用規則	(1)～(11) 略	略				
	(12) 法令等に違反している車両の通行の中止、総重量の軽減等を命ずること。(法47条の4第1項)					
	(13) 路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者又は反覆して同一の道路に車両を通行させようとする者に必要な措置を講ずべきことを命ずること。(法47条の4第2項)					
	(14) 通行の制限に違反している者に対し、通行の中止その他交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずること。(法48条の12)					
	(15) 歩行者利便増進計画の審査、評価、選定及び認定又は当該計画の変更を認定すること。(法48条の25第1項・2項・4項、48条の26第1項、48条の27第2項)	○	○			
	(16) 歩行者利便増進計画の評価について警察署長に協議すること。(法48条の25第3項)	○			○	
	(17) 特定車両停留施設への車両の停留を許可又は当該許可事項の変更を許可すること。(法48条の32第1項・3項)	○	○			
(18)～(31) 略						
7～23 略						
24 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係事務(高松土木事務所管内を除く。) 法…建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 省…建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	(1)～(4) 略	略				
	(5) 建築物エネルギー消費性能向上計画又はその変更を認定すること。(法35条1項、36条1項)					
	(6) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況に関し報告を求めること。(法37条)					
	(7) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の向上					

2～7 略	を命ずること。(法56条)		
-------	---------------	--	--

18～30 略

31 土木事務所

関係事務	事項	所長等 委 任			決裁区分	
		所長等	課長等			
1～5 略						
6 道路法関係事務 法…道路法 共同溝法…電線共同溝の整備等に関する特別措置法 条…香川県道路占用料条例 規…香川県道路占用規則	(1)～(11) 略	略				
	(12) 法令等に違反している車両の通行の中止、総重量の軽減等を命ずること。(法47条の3第1項)					
	(13) 路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者又は反覆して同一の道路に車両を通行させようとする者に必要な措置を講ずべきことを命ずること。(法47条の3第2項)					
	(14) 通行の制限に違反している者に対し、通行の中止その他交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずること。(法48条の10)					
(15)～(28) 略						
7～23 略						
24 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係事務(高松土木事務所管内を除く。) 法…建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 省…建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	(1)～(4) 略	略				
	(5) 建築物エネルギー消費性能向上計画又はその変更を認定すること。(法30条1項、31条1項)					
	(6) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況に関し報告を求めること。(法32条)					
	(7) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の向上					

ルギー消費性能の向上に関する法律施行規則	のための建築物の新築等を行っていない認定建築主に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。(法38条)
	(8) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定をすること。(法41条2項)
	(9)・(10) 略
25・26 略	

ルギー消費性能の向上に関する法律施行規則	のための建築物の新築等を行っていない認定建築主に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。(法33条)
	(8) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定をすること。(法36条2項)
	(9)・(10) 略
25・26 略	

32 略

32 略

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表4の10の表25の項及び27の項の改正規定並びに別表4の17の表の改正規定は、同年6月1日から施行する。